平成２４年（フ）第５６号
大分県中津市大字上宮永1258番地　市営上宮永Ａ住宅104号
債務者　柳　　和美（旧姓若松・永岡）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
大分県宇佐市大字住江635番地の118
債務者　東本　妙子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第９８５８号
東京都品川区西品川１丁目30―８―101
債務者　石山　夏実
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９０４号
東京都西東京市芝久保町１丁目17―15　大原方
債務者　笠井　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９５８号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目25―１―301
債務者　福浦　誠司
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９５９号
埼玉県さいたま市岩槻区加倉４丁目26―35　加倉コンフォートＡ202、住民票上の住所千葉県松戸市六高台７丁目128　六高台サンハイツＡ棟801
債務者　望月　蕗子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６０号
埼玉県吉川市高富１丁目４―５　リバーサイド吉川Ｂ102
債務者　宮内　　進
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６５号
東京都葛飾区水元２丁目11―１　ふじもり７号106
債務者　梅津　　満
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６６号
東京都江東区大島８丁目42―７―605
債務者　井ノ川晴代
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６７号
東京都板橋区板橋２丁目45―６―204
債務者　西尾　邦彦
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７０号
東京都港区西麻布４丁目２―６―406
債務者　伊藤　高士
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７１号
東京都北区堀船３丁目16―11―307、住民票上の住所東京都北区栄町38―１―202
債務者　深見　敏雄
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７３号
東京都中野区鷺宮３丁目14―６　ノイエハイムＡ棟Ｇ３
債務者　宮田　香治
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７４号
東京都板橋区高島平９丁目１―５―1303
債務者　岡田　貞幸
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９７８号
東京都板橋区小茂根２丁目23―10―301
債務者　服部香奈子（旧姓大瀬）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９８１号
神奈川県横浜市西区中央１丁目２―２
債務者　佐々木智美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部